

SFTP 属性確認サービス利用規約

(適用範囲)

- 第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、PG マルチペイメントサービスのうちカード決済を利用する場合のオプション機能である SFTP 属性確認サービス（以下、「属性確認サービス」という）に関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。
2. PG は、PG による事前の承諾がない限り、属性確認サービスのみの提供は行わない。

(属性確認サービスに関する本サービスの内容)

- 第2条 属性確認サービスの内容は、以下の各号の通りとする。但し、詳細は本規約の定めるところによる。
- (1) 甲が SFTP 経由で PG にファイルを連携した取引について属性確認を行い、確認結果を通知するもの
 - (2) 前号に付随又は関連するサービスであって、甲が申し込んだプランに応じ、本規約で定めるもの
 - (3) その他甲・PG 間で別途合意したもの

(属性確認サービスに関する本サービスの利用)

- 第3条 甲が属性確認サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、属性確認サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び属性確認サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、属性確認サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、属性確認サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。
2. 甲は、本利用契約及び本カード加盟店契約等に基づき行う信用販売において買主に商品を提供するにあたり、不正使用者を除外するためにのみ、本規約に従い属性確認サービスを利用することができる。
 3. 属性確認サービスは、インターネット上の信用販売における不正使用被害の拡大を防止することを目的として提供されるものであり、属性確認サービスの利用により当該信用販売に問題が生じないことを保証するものではなく、甲は自己の責任において当該買主と取引をするかの決定をしなければならない。

(属性確認サービスの利用の特則)

- 第4条 甲は、属性確認サービスの利用の特則として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等に関する特則)

- 第5条 甲は、PG が要求した場合、属性確認サービスを提供する上で必要となる技術資料、業務資料等の資料（以下「本件資料」という）及び甲保有のシステム等の設備（以下「本件設備」という）を適宜 PG に無償で貸与するものとする。
2. 甲は、属性確認サービスを利用するために必要な装置及び通信回線の整備を行うものとする。
 3. 甲は、属性確認サービスに関連して PG 又はその委託先に対して開示する個人情報（個人情報保護法第2条第1項の定義にしたがう。以下同じ）及びカード番号等（以下総称して「個人情報等」という）について、その取得方法が合法であることを表明し保証するものとし、これに関連して取得した個人との間で問い合わせ等が生じた場合、自己の責任と費用においてこれを解決する義務を負う。
 4. 甲は、属性確認サービスに関連する不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見したときには速やかに PG に通知しなければならない。
 5. 甲は、属性確認サービスを利用するうえで必要な範囲を超えて、これに関連して PG から提供されたいかなる資料（マニュアル等やコンポーネントプログラムを含む）（以下「提供資料」という）の全部又は一部を複製することはできない。
 6. 甲は、PG の事前の承諾を得ることなく提供資料の改変を行ってはならない。
 7. 甲による提供資料の改変により、属性確認サービスに何らかの欠陥が生じた場合、PG は一切の補償をせず、属性確認サービスに何らかの障害が生じたとしても、PG は一切の責任を負わない。

8. 甲は、提供資料に関し、トレース、デバッグ、逆アセンブル、リバースエンジニアリング又はデコンパイルをしてはならない。
9. 甲は、第三者に対し、有償・無償を問わず、リース、レンタル、譲渡、引用、再許諾、再販売その他の方法で属性確認サービスを使用させてはならない。
10. 甲は、属性確認サービスを、権利侵害、名誉毀損その他の違法若しくは不法な内容、又は第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存若しくは送信するために利用することはできない。

(免責に関する特則)

- 第6条 PG は、本規約によって、真正な審査結果を通知する義務を負うものではなく、審査結果が真正であることについて一切の責任を負わない。当該信用販売が審査結果と合致しなかったことにより、甲に当該買主との信用販売に関し何らかの損害が生じた場合においても、甲に対し当該損害を賠償する義務を負わない。
2. PG は、甲が信用販売をするか否かの判断にあたって参考の情報として当該時点における審査結果を通知するにすぎず、PG は甲に対し、当該信用販売が安全且つ確実に決済されることを保証しない。
 3. PG は、甲による信用販売の契約解除に起因して甲と買主との間に生じた問い合わせ等及び甲又は当該買主若しくは第三者に生じた損害等について一切の責任を負わない。

以上